

ひょうご脱炭素経営スクール実施委託業務に係る仕様書

ひょうご脱炭素経営スクール（以下、「スクール」という。）は、兵庫県と神戸市が連携して行う事業である。

本仕様書において、兵庫県を「甲」とし、業務委託請負者を「乙」とする。

1 業務目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国際的な脱炭素の要求に対し、成長の機会と捉える必要がある。近年では自社の脱炭素だけでなく、原材料製造時や製品使用時等も含めたサプライチェーン全体で、CO2排出量の見える化や脱炭素化を目指す動きが広がっている。サプライチェーンを支える中小事業者においても、脱炭素化に向けた取組が求められている。

そこで、県内中小事業者等が、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学び、行動に繋げるための伴走支援として、「ひょうご脱炭素経営スクール」を開校する。脱炭素経営のメソッドが詰まったスクールを契機に、企業の自主的な脱炭素化への取組を進めて行くことを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務実施場所

兵庫県神戸市周辺の会議室等

4 業務内容

(1) スクール全体構成の企画

ア スクール全体構成の企画

(ア) 乙は、本業務の目的に沿って開催するスクールについて、全体構成を作成する。

乙は、全体構成を甲が別紙にて指定する「ひょうご脱炭素経営スクール概要」を基に、講座内容を具体的に（講座において講師を招集する場合はその講師名（予定）を記載すること）企画提案する。

(イ) 全体構成は、甲及び神戸市の承認を受けること。

(ウ) 全体構成は、スクール運営の進捗状況等を踏まえ、甲及び神戸市と協議した上で、都度変更すること。

イ 広報

(ア) 乙は、広報計画を策定し、兵庫県内事業者に対しチラシの配布やSNS等を活用するなど効果的なスクール参加の広報を行うこと。（広報は甲及び神戸市も別途行う。）

(イ) 乙は、アで作成した全体構成の概要を基に、スクールの受講意欲を高めるため、以下2種類の広報資材を作成すること。

a 公開講座及びスクール参加者募集用広報資材(A4両面を想定)

・公開講座、スクールの概要及び過去修了事業者の取組内容などスクールの受講意欲を喚起する内容を入れ込むこと。

・カラー資料とすること。

・公開講座及びスクールの受講者募集開始1週間前までに甲及び神戸市に納品(甲及び神戸市に各100部)すること。

b 事業PR用広報資材

・事業の概要及び過去修了事業者の取組内容を記載すること。

・カラー資料とすること。

・公開講座開催1週間前までに甲及び神戸市に納品(甲及び神戸市に各200部)すること。

(ウ) 上記(イ)で作成した広報資材は、甲及び神戸市の承認を受けた上で、データをPDF形式で、甲及び神戸市に提供すること。

(2) スクール運営

乙は、(1)アで作成した全体構成を基に、スクール運営を実施する。

ア スクール参加者決定支援

- (ア) スクール申込者は、必要事項と併せ、申込理由を簡易に記載するものとする。
- (イ) 申込が大幅に定員を超過した際は甲及び神戸市と協議の上、スクール参加者を決定する。なお、事業者の選定にあたっては、中小企業を優先の上、県域(神戸市域を除く)と神戸市域の地域バランスや業種、過去の受講の有無、志望理由等を勘案の上決定する。
- (ウ) スクール参加者を甲及び神戸市へ報告する。

イ 講座の運営

- (ア) 年間講座は提案時に予め決定の上、開催日程について、(1)イで作成した広報用チラシに記載する。
- (イ) 講座に招集する講師調整、スクール参加者への講座開催等の連絡をする。
- (ウ) 講座資料を作成し、各講座開催3日前(土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)迄にスクール参加者、甲及び神戸市に共有する。
- (エ) 講座開催時のファシリテーションを行う。
- (オ) 講座修了時にスクール参加者による成果発表を行い、修了事業者に対し、県・神戸市連名の修了証を作成し、甲及び神戸市から交付する修了式を実施する。
- (カ) 講座開催後、スクール参加者へアンケートの実施及びその集計を行い、甲及び神戸市に集計結果を共有する。

ウ 個別相談

スクール参加者に対し、講座開催時以外においても、講座内容及び講座内容に基づくスクール参加者の脱炭素経営について相談・助言等を実施すること。また、スクール参加者からの相談に対しては速やかに対応するとともに、甲及び神戸市に個別フォロー実施報告書を各講座開催報告書提出期限までに県指定の様式により、提出すること。

エ 講座の開催方式

原則対面形式での講座を開催する。また、オンライン形式での開催も想定し、会議設定及びスクール参加者の参加環境の調整について行う。

オ 成果発表

スクール参加者に対し、スクールの成果品作成及び発表を支援する。

カ その他

- (ア) 会場手配、会場使用料及び講師謝金は、乙が負担するものとする。
- (イ) その他、スクール運営において甲及び神戸市と協議し必要と認められた事項を実施する。

(3) 修了事業者の成果資料の作成

修了事業者の成果について、甲及び神戸市のホームページに掲載可能な資料をとりまとめて提出すること。

(4) 報告書作成

ア 乙は、各講座開催後2週間以内に、講座開催報告書を作成し、甲及び神戸市に提出する。

イ 業務完了時には、スクール全体で作成又は使用した資料をまとめ、委託業務報告書として業務期間内に甲及び神戸市に提出する。

5 成果物

種 類	提出部数
業務完了報告書、収支精算書	甲及び神戸市に各 1 部
事業実績報告書	
その他、事業実施にあたって使用した資料	

6 成果物の帰属

本業務によって作成された成果物に関する著作権等は甲及び神戸市に帰属するものとし、受託者は甲及び神戸市の許可なく他に公表しないこと。

7 秘密の保持

受託者は、本業務で知り得た情報及び本業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。

なお、やむを得ない事情によりその必要が生じた場合は、甲及び神戸市の承認を得るものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、信義を守り、誠実に履行しなければならない。
- (2) 受託者は、委託期間中は甲及び神戸市と十分協議を行い、又、甲及び神戸市の求めに応じて、参考資料及びデータ等を適宜速やかに提出し、報告すること。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書によりがたい事由が生じたときなど、事業の実施にあたり不明な点が生じた場合は、甲及び神戸市と協議し、その指示に従うものとする。